

6月

定例会

10日～16日

平成20年第2回定例会は、6月10日から16日までの7日間の会期で開催されました。

本会議では、専決処分の承認や条例改正など全16議案が提出され、慎重なる審議の結果、いずれも原案のとおり、承認・可決されました。

また、一般質問には4議員が登壇し、市政全般にわたり市長はじめ執行部の考えを質しました。

国民健康保険税における後期高齢者支援金

平成20年4月から75歳以上のすべての方が「長寿医療制度（後期高齢者医療制度）」に加入します。

これまで国保税の医療分から、75歳以上の方が加入する老人保健制度に財源の一部を拠出してきましたが、老人保健制度に代わる長寿医療制度が創設されたことに伴い、その新制度への国保からの支援分が「後期高齢者支援金」として明確化されました。

国保税の納め方 年齢によって異なります。

- 0～39歳 医療分＋後期高齢者支援金
 - 40～64歳 医療分＋後期高齢者支援金＋介護分
 - 65～74歳 医療分＋後期高齢者支援金
- ※介護保険料は別に納めます。

平成20年度税制改正に伴い、平成20年4月から、国保税は従来の「基礎課税額（医療分）」「介護納付金課税額（介護分）」に加え、新たに「後期高齢者支援金」を合算した3本立てになりました。

このため、医療分と支援金の税率及び税額に係る条例が改正されました。

税率及び税額は、世帯の国保加入者全員の総所得額に応じて決定されます。また、総所得額が一定以下の場合、7割・5割・2割の軽減措置が適用されず。

長寿医療制度「後期高齢者支援金」の創設

変わる!!国保税

国民健康保険税条例の一部が改正されました

報告

平成19年度の歳出予算の経費を平成20年度に繰り越したため、地方自治法施行令の規定に基づき、市長から次のとおり報告がありました。

平成19年度 一般会計

《繰越明許費》

繰越額 6,805万7千円

・ 消防施設整備事業

・ 消防ポンプ車購入（消防ポンプ車購入）

・ 道路改良舗装事業

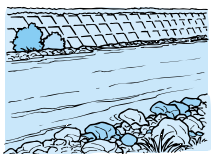
（市道（玉）55号線ほか2件）

平成19年度 流域関連 公共下水道事業特別会計

《繰越明許費》

繰越額 1,008万6千円

・ 流域下水道整備事業



第2回定例会の経過

〔6月〕

10日 本会議

・ 開会

・ 会議録署名議員の指名

・ 会期の決定

・ 諸般の報告

・ 議案の上程、説明、質疑討論、採決

11日 本会議

・ 一般質問

12日 本会議

・ 一般質問

13日 休会（議事整理）

14日 休会

15日 休会

16日 本会議

・ 委員長報告、討論、採決

・ 追加議案

・ 閉会中の所管事務調査

・ 議員の派遣

・ 閉会

● 議会メモ ●

専決処分とは…

本来、議会が議決・決定しなければならぬ事項を、議会を開催する時間的余裕が無い場合など特定の場合に限り、地方自治法に基づいて、議会の議決・決定の前に、市長自らが処理することをいいます。

平成20年度 補正予算

| 会計別 | 補正額 | 主な内容 | 総額 | |
|-----|--------------|--|--|----------------|
| 一 般 | 2,226万9,000円 | 地域コミュニティ事業交付金/1,100万円 老人保健特別会計繰出金/133万3,000円 問題を抱える子ども等の自立支援事業/216万円 理科支援員等配置事業/95万5,000円 | 148億8,026万9,000円 | |
| 特別 | 国民健康保険 | 75万円 | 前期高齢者納付金/75万円 | 48億1,955万円 |
| 特別 | 老人保健 | 3,040万3,000円 | 前年度繰上充用金/1,440万3,000円 医療給付費(現物給付)/1,600万円 | 3億5,800万3,000円 |

専決処分

市立学校設置条例の全部改正

「学校教育法」などの法律の改正に伴い、学校の規定や引用条文が改正されました。

条例

監査委員条例の一部改正

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(財政健全化法)」の施行に伴い、市は、毎年度、「健全化判断比率」、『資金不足比率』を監査委員の審査を付した上で、議会に報告し、公表しなければなりません。その審査の期限などを定めました。

固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正

「農村地域工業等導入促進法」の改正に伴い、工業団地に関する課税免除期間が、平成21年12月31日まで延長されました。

市税条例の一部改正

「地方税法」などの法律の改正に伴い、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の導入や寄附金税制の拡充などが改正されました。

平成19年度一般会計補正予算(第6号)

児童扶養手当事業の国庫負担金(国からの補助金)が確定したため、国への償還金として22万9千円を増額しました。

【資金不足比率とは】

資金不足額(一般会計などの実質赤字に相当する額)が営業収益等に占める割合のこと

【健全化判断比率とは】

①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の4指標のこと

【財政健全化法とは】

早いうちに財政に問題のある地方自治体を健全化団体として国の監視下に置き、財政破綻を防ぐものです。

比率の公表は平成19年度決算から、他の義務規定は平成20年度決算からの適用です。

非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

小学校の理科授業の充実・活性化を図るために、「理科支援非常勤講師」を置きます。その報酬と通勤費用を定めました。

・報酬

1,000円/時間

・通勤費用

1,000円/日



執行部へ議会の要望

～ 附帯決議案 ～

「里区集落センター建設に伴う助成請願」の採択と併せて、請願を実現する際の議会から市への要望事項として、議員から附帯決議案が提出、可決されました。

その内容は次のとおりです。

- ①建設助成に伴う要項作成を行うこと。
- ②助成は、建設費の1/3以内とし、積極的に国・県の助成制度等を適用すること。
- ③集落センター建設の際は、人口動向を見据え、広域的かつ計画的に行われるよう、区と調整を図っていくこと。

今後、実現への努力と、市の財政状況を考えながら、厳正かつ計画的に執行されるよう要望します。

どうなった?! 請願・陳情

3月定例会で総務委員会に付託、継続審査となっていた請願1件を、本会議で採決しました。

採択となった請願

■里区集落センター建設に伴う助成請願

【請願者】

里区長

関口

和

ほか1名